

III 基準ごとの自己評価

基準 1 短期大学の目的

(1) 観点ごとの自己評価

観点 1 - 1 - 1 : 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学では、昭和 55 年の開学時に基本的な方針を示した短期大学の理念を策定し、学則（別添資料 1 - 1 参照）及び『学生便覧』（別添資料 1 - 2 参照）に記載することによって、短期大学の目的を明示している。平成 17 年からは「ホームページ」（資料 A 参照）及び「大学案内」（別添資料 1 - 3 参照）にも記載している。さらに平成 8 年の地域福祉学科の設置に伴い、文言の見直しを行ってその明確化に努めてきた。また、短期大学の理念に基づいて、各学科及び専攻科の理念を定め、学生便覧に記載している。

資料 A

本学の目的

本学は教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、広く教養を高め、看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成することを目的とする。

（出典 新見公立短期大学ホームページ <http://www.niimi-c.ac.jp/official/mokuteki.html>）

【分析結果とその根拠理由】

短期大学の理念を学則、学生便覧及びホームページに記載することによって明示し、各学科及び専攻科の教育目的とそれに伴う教育内容を具体的に定め、学生便覧に記載することによって明示している。以上のことから短期大学として目的を明確に定めている。

観点 1 - 1 - 2 : 目的が、学校教育法第 69 条の 2 に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

本学の理念は上記資料 A のとおり掲げており、各学科及び専攻科の教育目的及びこれに基づく教育内容は『学生便覧』（別添資料 1 - 2 参照）記載のとおりである。

【分析結果とその根拠理由】

本学の理念は、「広く教養を高め、看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成すること」を目的とするものであり、短期大学設置の目的に鑑み「深く専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必

要な能力を育成することを主な目的」とすることに対応していることから、本学の目的は学校教育法の定め以外れるものではない。

観点 1 - 2 - 1 : 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

本学の目的及び目的に基づく具体的な教育内容を記載している『学生便覧』（別添資料 1 - 2 参照）を、全教職員に配布することによって周知を行っている。また、全学生にも配布し、入学時のオリエンテーションに各学科においてこのことについて説明することによって周知を行っている。

なお、教職員及び学生が、目的を実際に把握しているかどうかということについての取組みは行っていない。ただし、目的は、本学の教育課程を具体的に表したものである。本学は専門的な職業に関連する資格・免許の取得を目指して入学してくる学生が大部分であり、卒業後の進路もそのことを反映していることから（『自己評価書』56-57 頁）、このことは教職員及び学生に周知されているものと考えている。しかし、本学としては周知した目的が、実際に把握されているかどうかについて具体的な調査を実施する必要があると認識している。

【分析結果とその根拠理由】

全教職員及び学生に対して冊子を配布し、学生に対しては、入学時のオリエンテーションで説明することによって、目的を周知している。

観点 1 - 2 - 2 : 目的が、社会に広く公表されているか。

【観点到係る状況】

本学の目的及び活動方針は、「ホームページ」（資料 A 参照）に記載することによって、社会に対して公表している。また、本学の「大学案内」（別添資料 1 - 3 参照）にも記載し、東海・北陸地方以西の高等学校約 2,400 校を中心に配布するとともに、年に 1 回実施しているオープンキャンパスで参加者に配布している。また、大学案内は近隣地域で開催される進路説明会や卒業生の就職先を開拓するための訪問時にも教員等が持参して配布することによって周知を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学のホームページ及び大学案内に目的を記載することによって、社会に対して広く公表している。

（ 2 ）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学では医療・教育・福祉の専門職業教育を目的とする短期大学であるところから、設置の目的が具体的で明確である。

【改善を要する点】

目的に掲げている「広く教養を高め、看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成すること」が、教職員及び学生に認識されているかどうかを把握するための調査が必要であると考えている。

(3) 基準 1 の自己評価の概要

本学では、昭和 55 年の開学時に基本的な方針を示した短期大学の理念を策定し、学則及び学生便覧に記載することによって、短期大学の目的を明示している。平成 17 年からはホームページ及び大学案内にも記載している。さらに平成 8 年の地域福祉学科の設置に伴い、文言の見直しを行ってその明確化に努めてきた。また、短期大学の理念に基づいて、各学科及び専攻科の理念を定め、学生便覧に記載している。

本学の理念は、「広く教養を高め、看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成すること」を目的とするものであり、短期大学設置の目的に鑑み「深く専門の学芸を教授研究し、職業または实际生活に必要な能力を育成することを主な目的」とすることに対応していることから、本学の目的は学校教育法の定め外れるものではない。

本学の目的及び目的に基づく具体的な教育内容を記載している学生便覧を、全教職員に配布することによって周知を行っている。

また、本学の目的及び目的に基づく具体的な教育内容を記載している学生便覧を、冊子として全学生に配布し、入学時のオリエンテーションに各学科においてこのことについて説明することによって周知を行っている。

本学の目的及び活動方針は、ホームページ及び大学案内に記載することによって、社会に対して公表している。

本学の目的の周知に関して、本学の理念は、専門的な職業に関連する資格・免許の取得を目的とした教育課程を具体的に表したものであり、教職員及び学生によく周知されているものとは考えているが、実際に把握されているかどうかについて具体的な調査を実施する必要があると認識している。